

北本市協働推進条例（案）

1 目的

北本市自治基本条例第18条第3項の規定に基づき、市民と市との協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を定める

【項目の解説】

北本市協働推進条例は、北本市におけるまちづくりの理念と基本原則を示した北本市自治基本条例のもとに、市民と行政とが協働して事業を進める際に必要となるルール等を定めるものです。

北本市自治基本条例では「市」を「行政」及び「議会」の両者を表す用語として定義していますが、北本市協働推進条例ではあくまでも市民と行政との協働のルールを定めるものとし、市民と議会との協働、市民同士の協働については扱わないこととします。

2 定義

- (1) この条例では、北本市自治基本条例第3条に規定する用語を準用する
- (2) 協働推進に関する特定の用語として以下の用語を新たに定義する
 - ア 「コミュニティ活動」 一定の地域に住む市民が、共通の利益の促進のために、地縁を基礎として自主的かつ自発的に行う活動
 - イ 「コミュニティ活動団体」 コミュニティ活動を継続的に行う団体
 - ウ 「市民公益活動」 不特定かつ多数のもの利益をはじめとする、社会全般の利益の増進に寄与することを目的とする活動で、市民が自主的かつ自発的に行う活動
 - エ 「市民公益活動団体」 市民公益活動を継続的に行う団体
 - オ 「協働事業」 市民、コミュニティ活動団体及び市民公益活動団体（以下、「市民等」という。）と市長等が対等の立場で共通の目標に向けて協力して実施する、社会に貢献する事業

【項目の解説】

北本市自治基本条例第3条には、「市民」、「事業者」、「市」、「市長等」、「参画」及び「協働」の各用語が定義されています。

<参考：北本市自治基本条例第3条>

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、市内で働き、若しくは市内で学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定する事業者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 市 議会及び市長等をいう。
- (4) 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- (5) 参画 市長等が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程に参加することをいう。
- (6) 協働 対等の立場で共通の目標に向けて協力することをいう。

北本市協働推進条例は、北本市自治基本条例第18条第3項の規定を根拠に定める条例であるため、この条例中に使用する用語は、北本市自治基本条例で使用する用語を準用することとし、北本市自治基本条例には定義されていない「コミュニティ活動」、「コミュニティ活動団体」、「市民公益活動」、「市民公益活動団体」及び「協働事業」を新たに定義します。

公益的な活動を行う市民団体は、[自治会]や[地域コミュニティ委員会]など地域の結びつきによる「コミュニティ活動団体」と特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）に規定される特定非営利活動法人（NPO法人）や任意団体であるボランティア団体等、特定のテーマで結びついた「市民公益活動団体」とに区分できます。

「市民公益活動団体」は、公益活動を行う非営利（利益配分を行わない）の市民団体であり、その団体が収益事業を行っているか否かは問いません。

また、「協働事業」は、「市民等（市民、コミュニティ活動団体、市民公益活動団体）と市長等が対等の立場で共通の目標に向かって協力して実施する、社会に貢献する事業」と定義するため、市長等の事業として事業者や市民団体が実施する「指定管理事業」や、「委託事業」は「協働事業」

3 基本原則

市民等及び市長等は、次に掲げる基本原則に基づき、協働によるまちづくりの推進に努める

(1) (相互理解)

市民等と市長等は、互いの特性を理解し、互いに自主性及び自発性を尊重する

(2) (相乗効果)

市民等と市長等は、単独では成し得ない効果をあげることを目指して協働する

(3) (応分の責任)

市民等と市長等は、互いに役割を分担し、応分の責任を明確にする

(4) (公正性・透明性)

市民等と市長等は、協働事業に関する各過程において公正性と透明性を確保する

【項目の解説】

協働事業を行う際に市民等と市長等とが共有すべき事項として、4つの原則を掲げました。

個人としての市民、コミュニティ活動団体、市民公益活動団体、事業者等、多様な主体と市長等とが地域の課題解決に向け協力して取り組むことにより、市民等あるいは市長等が単独で実施する場合よりも高い効果があがることを目指し、協働事業を実施することとします。

4 市民等の役割

市民等は、基本原則に基づき、自らが公共の担い手となりうることを自覚し、協働のまちづくりに積極的に参加するよう努めるものとする

- (1) コミュニティ活動団体は、地縁による信頼関係及び各地域の特性を活かし、地域課題の解決に向け、協働のまちづくりに積極的に参加するよう努める
- (2) 市民公益活動団体は、その専門性及び先駆性を活かし、当該団体が持つ活動目的の達成に向け、協働のまちづくりに積極的に参加するよう努める
- (3) 事業者は、社会貢献活動を通じ、協働のまちづくりに積極的に参加するよう努める

【項目の解説】

協働事業を行う際の市民等の役割を規定しています。

冒頭に記載した市民等の役割は「個人としての市民」、「コミュニティ活動団体」、「市民公益活動団体」、「事業者」全員が担う役割です。

「コミュニティ活動団体」は、『2 定義』のとおり、[自治会]及び[地域コミュニティ委員会]等を指します。

北本市では、現在111の[自治会]が市域全体を網羅し、その連合体としての[北本市自治会連合会]が組織されるとともに、[自治会]とは別に、市域を8圏域に分けたそれぞれの地域で[地域コミュニティ委員会]が組織され、[自治会]、[地域コミュニティ委員会]と他のさまざまな市民団体とが相互に密接な関係を保ちながら、市民主体のまちづくりが進められています。

「コミュニティ活動団体」には、地縁を基礎に永年に渡り築きあげてきた信頼関係及び個々の地域の特性を活かし、地域課題の解決に向け、協働事業に積極的に取り組むことが期待されます。

「市民公益活動団体」はその専門性、先駆性等を活かし、それぞれの団体が持つ活動目的の達成に向け、積極的に協働事業に取り組むことが期待されます。

「事業者」は北本市のまちづくりに欠かせない存在です。そのため、積極的に協働のまちづくりに参加することを努力義務としました。

5 市長等の役割

- (1) 市長等は、基本原則に基づき、市民等との協働事業を行うために必要な措置を講じる
- (2) 市長等は、市民等との協働に関し、職員の意識の高揚を図る

【項目の解説】

北本市自治基本条例第3条第1項第4号で、「市長等」は「市長その他の執行機関をいう」と定義されています。

「その他の執行機関」とは、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会、公平委員会を指します。

そのため、北本市自治基本条例及び当条例の「市長等」は、一般的な用語では「行政」にあたるものです。

「市民等との協働事業を行うために必要な措置」には、協働事業提案のための相談窓口の整備、庁内の連携体制の確立、また、現在実施している委託事業を今後、協働事業として新たに取り組めないか見直していくことや、協働事業を実施する際の予算措置等があげられます。

また、協働事業を実施するためには行政職員の意識改革が欠かせないため、「職員の意識の高揚」も市長等の役割のひとつとしました。

6 協働事業提案制度

- (1) 市長は、市民等又は市長等が双方から協働事業を提案できる制度を設ける
- (2) 協働事業提案制度の具体的な運用方法等については、別に定める

【項目の解説】

協働事業提案制度は、より多くの市民に主体的にまちづくりを考えてもらうための取組みのひとつとして新たに設ける制度です。また、市民等あるいは市長等が単独で解決することが難しい地域課題を両者が協力して解決するためにも有効な制度です。

提案については、「市民等が、市長等との協働による事業を市長等に提案するケース」や「市長等があらかじめ課題を提示し、市民等がその解決策を提案するケース」が考えられます。

提案募集の時期、提案の方法、事業採択の方法等、協働事業提案制度の具体的な運用方法については、別に定めることとします。

7 登録制度

- (1) 協働事業を行おうとする市民等は、市長に登録する
- (2) 市長は、(1)の規定で行った登録を取り消すことができる
- (3) 登録並びに取り消しの方法については別に定める

【項目の解説】

協働事業は市長等と市民等が協力して実施する社会貢献事業であるため、協働事業を行おうとする市民等は、市長に登録し、自らの概要を広く市全体に明らかにする必要があります。

登録制度の具体的な運用方法については、別に定めることとします。

8 協働事業協定書の締結

協働事業を行う際には、協定書を締結し、相互の役割分担や協働する期間についての協議事項を明らかにする

【項目の解説】

市民等と市長等という異なる主体が協働して事業を実施するにあたっては、両者の役割分担や、共に取り組む期限を事前に協議・調整し、両者が合意した内容を協定書のかたちで明示しておく必要があります。

また、事業の進捗状況を常に確認し、事業実施段階で生じた問題は、速やかに両者で協議し、解決にあたる必要があります。

9 協働事業の年間実施予定の公表及び実績報告

市長は、当年度の協働事業の年間実施予定を公表するとともに、前年度の協働事業の実績を公表する

【項目の解説】

協働事業は市長等と市民等が協力して実施する社会貢献事業であるため、協働事業の年間実施予定を公表するとともに、事業実施後には市民等と市長等とが合同で評価を行い、その結果を公表する必要があります。

協働事業も、市長等が単独で実施する事業と同様に、絶えず事業の見直しを図っていく必要があります。

10 北本市協働推進審議会

市長の附属機関として北本市協働推進審議会を設置し、協働の推進状況を審議する

- (1) 市長は、北本市協働推進審議会に協働事業の年間実施予定及び実績を報告する
- (2) 市長は、協働事業提案制度による提案事業の実施の可否について北本市協働推進審議会に諮問する
- (3) 北本市協働推進審議会は、当条例の見直しについて調査及び審議する
- (4) 北本市協働推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める

【項目の解説】

協働事業を実施した当事者間の評価のみならず、第3者機関である北本市協働推進審議会に実施結果を報告し、意見を伺います。

また、北本市協働推進審議会では、協働事業提案制度で提案された提案事業の実施の可否、条例の見直しについても審議します。

北本市協働推進審議会の組織及び運営に関する事項については、別に定めません。

11 条例の見直し

この条例を社会、経済情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、検証し、見直しを行う

【項目の解説】

北本市自治基本条例にも、条例の見直しの規定を設けているとおり、北本市協働推進条例も、国の法律等から直接影響を受けない北本市独自の条例であるため、社会の変化や経済情勢に変化が生じた際には、見直しを行います。

12 委任

北本市協働推進条例に記載する制度の詳細については、別に定める

13 附則

この条例の施行日は、平成24年10月1日とする